

# 貯水槽水道の情報共有に関する要綱

(平成24年4月2日23川上水管第1327号)

(目的)

第1条 この要綱は、水道法（昭和32年法律第177号）その他の法令に基づく貯水槽水道の適正な管理のために、上下水道局及び健康福祉局において保有する情報の共有化について、必要な事項を定めるものとする。

(上下水道局から健康福祉局への情報の提供)

第2条 上下水道局から健康福祉局への貯水槽水道に係る情報（以下「情報」という。）の提供は、毎年度4月及び10月に行う。

2 前項の情報は、それぞれ提供する月の前6箇月間に入力（変更を含む。）された貯水槽水道に関する次の各号に掲げる項目とする。

- (1) 共通番号
- (2) 入力年月日（変更の場合は変更年月日）
- (3) 設置場所情報（区名、町名、番地1、番地2、方書、建築物の名称等）
- (4) 設置者情報（氏名、フリガナ、郵便番号、住所、電話番号等）
- (5) 有効容量

(健康福祉局から上下水道局への情報の提供)

第3条 健康福祉局から上下水道局への情報の提供は、毎年度4月に行う。

2 前項の情報は、提供する月の前1年間に入力された（変更を含む。）貯水槽水道に関する次の各号に掲げる項目とする。

- (1) 共通番号（発番されている場合に限る。）
- (2) 届出年月日（変更の場合は変更年月日）
- (3) 設置場所情報（区名、町名、番地1、番地2、方書、建築物の名称等）
- (4) 設置者情報（氏名、フリガナ、郵便番号、住所、電話番号等）
- (5) 管理者情報（氏名、フリガナ、郵便番号、住所、電話番号等）

- (6) 種別（専用水道、簡易専用水道、小規模受水槽水道等）
- (7) 有効容量
- (8) 建築物の用途（共同住宅、事務所、店舗、学校、工場、病院等）
- (9) 設置場所区分
- (10) 構造区分
- (11) 消防用水区分

（照会）

第4条 前2条に定めるもののほか、貯水槽水道の適正な管理の範囲内において、照会等により情報の提供の依頼をすることができる。

（所管組織）

第5条 情報の提供は、上下水道局においては水道管理課の職員が、健康福祉局においては生活衛生課の職員が行う。

（情報の管理等）

第6条 提供された情報は、個人情報に関する法律（平成15年法律第57号）その他の関連規定に基づき、適切に管理しなければならない。

2 提供された情報及びその複製物のうち不要となったものについては、判読不能にして廃棄し、又は消去しなければならない。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は協議の上、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月2日から施行する。

附 則（平成25年3月29日24川上水管第1571号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日4川上水管第382号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和 8 年 3 月 9 日 7 川上水管第 7 0 3 号）

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。